

審第1062号-1
答申第600号
令和6年6月4日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月19日付け海健福第1232号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第1137号

令和2年12月28日付けで審査請求人から提起された、令和2年9月29日付け海健福第744号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年9月29日付け海健福第744号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」に掲げる部分については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年9月14日付けで、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求の内容

本件請求の内容は、「(1) 以下の事業者の第一種動物取扱業の登録に係る書類一式（申請書及び添付書類、変更等に関する書類も含む）、立入の記録全て、苦情等に基づく指導の記録全て・〇〇〇〇・〇〇〇〇※但し、平成30年11月30日付け海健福第1171号の行政文書部分開示決定通知書にて開示された書類は除く。(2) 〇〇〇〇内の生物の譲渡し（有償・無償を問わない）について県職員が取り計らった行為の詳細がわかる記録すべて（譲渡し先への依頼に至る経緯がわかる記録や、依頼先がわかる記録等を含め、全ての記録）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定し、本件決定を行った。

(1) 〇〇〇〇

ア 第一種動物取扱業変更届出について（以下「本件対象文書1」という。）

イ 廃業等届出書（以下「本件対象文書2」という。）

ウ 第一種動物取扱業事業所立入検査票（以下「本件対象文書3」という。）

(2) ○○○○

ア 第一種動物取扱業変更届出書（以下「本件対象文書4」という。）

イ 第一種動物取扱業事業所立入検査票（以下「本件対象文書5」といい、本件対象文書1から4までと合わせて以下「本件各対象文書」という。）

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和2年12月28日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件決定は、次のとおり違法、不当である。

(1) 審査請求人は、○○○○及び○○○○に係る公文書について開示請求を行い、本件各対象文書が開示された。

(2) 本件対象文書3及び本件対象文書5について

千葉県は、部分開示（不開示）理由を条例第8条第3号としており、「立入検査票における判定の適否及び特記事項は、公にすることにより当該事案について当該事業者が法令違反を行ったかのような憶測を生じさせることにより、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」との理由が示された。

しかし、○○○○については、開示請求時点で廃業しており、既に事業を行っていないため、競争上の地位その他正当な利益というものは想定し得ない。よって、この部分開示（不開示）理由は不当である。

審査請求人が文書開示によって確認したいのは、千葉県職員が、立入検査時に、本当にきちんと現地の環境や動物の状況を確認し、動物取扱責任者から聞き取りを行い、指導を行っているのかどうか、である。

千葉県は、審査請求人が開示請求をしたことのある他の自治体とは異なり、立入検査を行った職員が残す報告は、この立入検査票の特記事項欄に残す短いメモだけで済む。この短い記載だけで済ませることができる時点で、千葉県が適正に業務遂

行を行っているとは考えられない。

その上、さらにこの記述を不開示とするのであれば、市民はどのようにして、千葉県職員が適正に業務を遂行しているかどうかをチェックできるのだろうか。不開示により、立入検査業務の実態が隠蔽されているのである。

〇〇〇〇は〇〇〇〇の展示を行っているが、この〇〇〇〇は所有権が〇〇〇〇にあり、日常の管理も〇〇〇〇に全委任されており、事実上〇〇〇〇の出先設備である。〇〇〇〇自身は第一種動物取扱業の規制について全く知識もない状態であり、場所を貸しているだけである。動物を扱う事業からはいつでも撤退でき、かつ、著しく狭く老朽化した施設に〇〇〇〇を閉じ込め不適切な状態に置いている時点で既に社会的信用を失っている。

そもそも当該設備は動物の展示業であり、誰でも設備の中を見ることができる状態にある。つまり、審査請求人が確認したいのは、〇〇〇〇と同様、施設を見てわかるような事柄についてではなく、千葉県職員が適正に立入検査業務を遂行しているかどうか、そして、それを記録しているかどうかなのである。

そもそも千葉県の第一種動物取扱業事業所立入検査票の書式はチェックリスト方式となっているが、これはうまく機能しているように思えない。問題があっても、可としているのが実情であろうと推測される。墨塗りとなっているために、審査請求人は、さらに強くその印象を持つのである。

審査請求人は、千葉県職員による第一種動物取扱業者への立入検査への妥当性を市民が監視することが一切できなくなっていることに対し、抗議するものである。このような処分では、一部開示とは名ばかりで、実質開示されていないのと同じことであり、公文書開示の意味をなしていない。

(3) 〇〇〇〇の図面について

千葉県は一部開示（不開示）理由を条例第8条第4号とし、「飼養施設の位置や寸法の情報が記載されており、公にすることにより、窃盗や飼養施設の破損等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると認められるため。」としている。

しかし、当該飼養設備は、公衆に〇〇〇〇を展示する目的のものであり、〇〇〇〇前の駐車場に設置された、小さな簡易設備である。誰でも全景及び構造を見ることができ施設について、ことさらに不開示とする必要があるとは考えられない。サイズに関しても、目視及び現地の計測等でおおよそ把握できる程度の設備であり、

審査請求人も現地で目視及び撮影を行っている。見ればわかる事柄を、ことさらに不開示理由として挙げることは不当である。

さらに、「窃盗や飼養施設の破損等」などというのは、全く根拠のない杞憂であり、不当である。

そもそも、施設内にある扉が壊れて外れており、立てかけているだけであることなど、老朽化を指摘したのは審査請求人であり、窃盗を行う意思があるなら改善を求めることなどするはずはなく、そのような意思がないことは明らかである。

またそもそも、もし破損が問題であるならば、老朽化による激しい破損を事業者自らが放置していることについて、千葉県はなぜ勧告・命令を出さないのか。

もし、簡易かつ老朽化した設備であるために動物の窃盗が起り得ると恐れているのであれば、〇〇〇〇に対し、まず、堅牢かつ侵入困難な施設を建設するよう勧告・命令を行うべきである。

このような言い方は誤解を招く可能性もあり語弊があるが、窃盗を行うのに図面がいるような設備ではなく、不開示とするために無理矢理こじつけたような理由を挙げるのは笑止である。

審査請求人は、この狭く老朽化した施設を廃止するか、もしくは〇〇〇〇が十分に泳いだり動き回れたりできるスペースのある新しい施設に建て替えるよう指導することを千葉県に対し求めてきたのである。

そのような者に対し、ことさらに図面を隠すのであれば、「目視ではわからない何らかの問題があって、それを隠しているのではないか」という無用な疑いも生む。むしろ、開示しないことにより、法令違反等、何らかの問題があるのであろうとの憶測を生じさせるのである。

展示という事業の性格からも開示が妥当である。

- (4) 以上、印影については開示を争うものではないが、本件決定は、憲法に定められた国民の知る権利を侵害するものであり、違法、不当なものである。取消しにより全面開示を求める。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象文書の特定及び内容について

(1) 対象行政文書の特定について

本件請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 対象行政文書の内容

- ア 本件対象文書1は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第10条第1項に基づく第一種動物取扱業（展示）の登録を受けた〇〇〇〇である〇〇〇〇の運営法人の〇〇〇〇株式会社から、法人の代表者変更について法第14条第2項の規定に基づき、提出された届出である。
- イ 本件対象文書2は、〇〇〇〇株式会社から、第一種動物取扱業（展示）の廃止について法第16条第1項の規定に基づき、提出された届出である。
- ウ 本件対象文書3は、〇〇〇〇に対し、法第24条第1項及び法第24条の2第3項の規定に基づき、海匝保健所が行った立入検査の結果を記録した文書である。
- エ 本件対象文書4は、法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業（展示）の登録を受けた動物展示施設である〇〇〇〇の運営法人である〇〇〇〇株式会社から、主として取り扱う動物の数の変更について法第14条第2項の規定に基づき、提出された届出である。
- オ 本件対象文書5は、〇〇〇〇に対し、法第24条第1項の規定に基づき、海匝保健所が行った立入検査の結果を記録した文書である。

2 本件決定の理由について

(1) 不開示部分について

ア 本件対象文書1で不開示とした部分

本件対象文書1中、法人の代表者印の印影は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としたものである。役員名簿における役員の住所及び電話番号は、同条第2号に該当するとして不開示としたものである。ただし、代表取締役の住所は登記されている情報のため除く。

イ 本件対象文書2で不開示とした部分

本件対象文書2中、法人の代表者印の印影は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としたものである。

ウ 本件対象文書3で不開示とした部分

本件対象文書3中、立入検査票の適否及び特記事項は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としたものである。

エ 本件対象文書4で不開示とした部分

本件対象文書4中、個人の氏名は、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたものである。法人の代表者印の印影は、同条第3号に該当するとして不開示としたものである。施設の平面図（以下「本件平面図」という。）は、同条第4号に該当するとして不開示としたものである。

オ 本件対象文書5で不開示とした部分

本件対象文書5中、立入検査票の適否及び特記事項は、条例第8条第3号に該当するとして不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1中、役員名簿における役員の住所及び電話番号並びに本件対象文書4中、個人の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第8条第2号に該当する。

(3) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1、本件対象文書2及び本件対象文書4における法人の代表者印の印影は、公にすると偽造されて悪用されるなどし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであることから、条例第8条第3号イに該当する。

本件対象文書3並びに本件対象文書5における立入検査票の適否及び特記事項は、公にすることにより、当該事業について当該事業者が法令違反を行ったかのような憶測を生じさせることにより、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものであることから、同様に条例第8条第3号イに該当する。

(4) 条例第8条第4号該当性について

本件平面図は、飼養施設の位置や寸法の情報が記載されており、公にすることにより、窃盗や飼養施設の破損等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると認められるものであることから、条例第8条第4号に該当する。

3 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨では、「千葉県知事による、令和2年9月29日付け海健福第744号によって行った行政文書部分開示処分の取り消しを求める。」と、審査請求の理由では、「〇〇〇〇については、開示請求時点で廃業しており、既に事業を行っていないため、競争上の地位その他正当な利益というものは想定し得ない。」、「誰

でも全景及び構造を見ることができる施設について、ことさらに不開示とする必要性があるとは考えられない。」「窃盗や飼養施設の破損等」などというのは全く根拠のない杞憂であり、不当である。」「国民の知る権利を侵害する」などと主張する。

しかしながら、〇〇〇〇の運営法人である〇〇〇〇株式会社は、将来的な〇〇〇〇の営業再開を企図し、令和元年8月にはその旨の報道発表を行い施設の外壁塗装工事を実施、また、令和2年6月3日付けで法第16条第1項に基づく「廃業等届出書」を提出しているが、法人は解散しておらず、営業再開に向け令和3年1月現在も施設において動物を継続飼育している。

また、〇〇〇〇については、観覧者の視点からは確認することのできない施設構造があり、図面を公にすることによる懸念は上記2(4)のとおりである。

本件決定は、条例第8条第2号、第3号及び第4号に該当する情報を不開示としたに過ぎず、適法かつ正当に行われたもので、審査請求人の理由をもって「部分開示決定の取り消しを求める」主張には理由がない。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和5年3月1日付けで、実施機関に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(2) 本件調査の内容

ア 実施機関が、本件平面図を条例第8条第4号に該当するとした理由について具体的な説明を求める。また、不開示とした理由について他に追加することがある場合は説明を求める。

イ 実施機関が、本件対象文書3並びに本件対象文書5の立入検査票の適否及び特記事項を条例第8条第3号に該当すると判断した理由について具体的な説明を求める。また、不開示とした理由について他に追加することがある場合は説明を求める。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和5年3月14日付けで実施機関から本件調査に対する回答が得られた。

(2) 回答内容

ア 本件平面図は、飼養施設の位置や寸法の情報が記載されており、公にすることにより、窃盗や飼養施設の破損等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため条例第8条第4号に該当するとして不開示とした。

また、本件平面図は当該事業に係る設備等の配置や工夫の状況等が記載されており、特に、バックスペース等の一般に公開されていない区域については、当該事業者のノウハウや工夫等の情報であるとともに、当該事業者の内部管理に関する情報に該当する。よって、これを公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあることから、同条第3号にも該当すると考えられる。

イ 立入検査票における判定の適否及び特記事項は、公にすることにより、法令違反を行ったかのような憶測を生じさせ、当該事業者の社会的信用が低下し、競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため条例第8条第3号に該当するとして不開示とした。

また、立入検査票の特記事項には、当該事業者から直接聴き取った情報や指摘事項等を記載している。これらの情報を公にすることにより、立入検査を行う際、公になることを懸念した当該事業者が、立入検査への任意の協力を消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりする等、当該事業者との間における行政指導を進める上で必要な信頼関係の維持確保が困難になることが考えられる。

したがって、立入検査票の特記事項を公にすることにより、立入検査の協力を得ることが困難になる等、将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号にも該当すると考えられる。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件調査に対する回答並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 対象行政文書

対象行政文書は上記第2、3のとおりであって、その内容は上記第4、1(2)のとおりであり、その構成は次のとおりであった。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、起案用紙(その一)、起案用紙(その二)、〇〇〇〇株式会社(以下「本件法人A」という。)に係る第一種動物取扱業変更届出書、「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」、役員名簿及び履歴事項全部証明書から構成されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、起案用紙(その一)、起案用紙(その二)、本件法人Aに係る廃業等届出書、紛失届及び動物取扱者標識から構成されている。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、本件法人Aが運営する〇〇〇〇に係る第一種動物取扱業事業所立入検査票である。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、起案用紙(その一)、起案用紙(その二)、千葉県海匝保健所長が第一種動物取扱業変更届出書を受理したことを通知するための文書、〇〇〇〇株式会社(以下「本件法人B」という。)に係る第一種動物取扱業者登録簿、第一種動物取扱業変更届出書、遅延理由書及び本件平面図から構成されている。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、本件法人Bが運営する〇〇〇〇に係る第一種動物取扱業事業所立入検査票である。

2 本件決定の妥当性

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、本件法人A及び本件法人Bに係る代表者印の印影を条例第8条第3号、本件法人Aの役員の住所(代表取締役を除く。)及び電話番号並びに本件法人Bに係る個人の氏名を同条第2号、本件対象文書3及び本件対象文書5の適否及び特記事項を同条第3号及び第6号、本件法人Bに係る本件平面図を同条第3号及び第4号にそれぞれ該当するとして不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 代表者印の印影について

本件法人A及び本件法人Bに係る代表者印の印影は、第一種動物取扱業変更届出

書等が、本件法人A及び本件法人Bの真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、本件法人A及び本件法人Bの契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、公にすることにより、当該印影が偽造等され、本件法人A及び本件法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該印影は、条例第8条第3号イに該当し不開示とすることが妥当である。

(2) 役員の住所（代表取締役を除く。）及び電話番号について

本件法人Aの役員の住所（代表取締役を除く。）及び電話番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、商業登記により公にされていないものと認められ、同号イに当たらず、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(3) 立入検査票について

ア 適否について

立入検査票の適否欄には、立入検査において千葉県海匠保健所の職員が行った項目ごとの評価内容が記載されており、公にすることにより、本件法人A及び本件法人Bの社会的信用を低下させ、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、同情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 特記事項について

立入検査票の特記事項について、実施機関は、条例第8条第3号及び第6号に該当するものとして、不開示としている。

立入検査票の特記事項欄には、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の立入検査時に確認された内容、本件法人A及び本件法人Bに対する立入検査について特記すべき事項等が記載されている。これらは本件法人A及び本件法人Bが有するノウハウや立入検査時の聴取事項等に係る記載であると認められ、これらを公にすることにより、本件法人A及び本件法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがある。また、立入検査に係る詳細な情報が公になると、立入検査時の確認事項等について相手方から率直な回答が得られなくなる等、検査に係る事務等に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらは基本的には前記各号に該当するものとして不開示とすることが妥当である。

しかしながら、立入検査票の特記事項欄の記載事項のうち法人のノウハウ等と関係のない水質及び飼養動物の状況に係る部分並びに立入検査時に千葉県海匠保健所職員が視認した飼養動物に関する客観的事実に係る部分（別表の「開示すべき部分」欄に記載の部分）については、公にすることにより、本件法人A及び本件法人Bの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは解されず、また、検査に係る事務等に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも解されないため、前記各号には該当しないものとして開示することが妥当である。

(4) 起案用紙に記載された個人の氏名について

本件対象文書4を構成する起案用紙（その一）に記載されている本件法人Bに係る個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号本文に該当し、また、同号ただし書きイからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 本件平面図について

本件平面図には本件法人Bが営む事業に係る設備等の配置や工夫の状況等が記載されており、特に、バックスペース等の一般に公開されていない区域については、本件法人Bのノウハウに関する情報であるとともに、本件法人Bの内部管理に関する情報に該当するため、これらの情報を公にすることにより、本件法人Bの事業活動が損なわれ、同法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件平面図は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関は別表の「開示すべき部分」に掲げる部分については開示すべきである。実施機関のその余の決定は妥当である。

5 附言

本件調査において、実施機関から本件平面図に係る条例第8条第3号該当性について追加的な主張が行われたため、当審査会は上記2（5）のとおり判断したところであるが、当初、実施機関は、本件決定において、条例第8条第4号のみを根拠に本件平面図を不開示とし、弁明においても、本件平面図を不開示とした理由として抽象的に「窃盗や飼養施設の破損等公共の秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある」ことのみを主張した。当審査会は、本件調査において、実施機関が本件平面図を同号該当と判断した具体的な理由の説明を求めたが、これに係る具体的な説明がなかったため、当審査会は、本件平面図を公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるか判断できず、同号該当性を認めることができなかった。

実施機関は、今後、同号の規定により不開示の判断を行うに当たっては、条例の趣旨を踏まえ、同号該当性について具体性のある説明をすべきであることを審査会として附言する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月22日	諮問書の受付
令和4年11月 8日	審議
令和4年12月13日	審議
令和5年 1月20日	審議

令和5年 2月13日	審議
令和5年 5月24日	審議
令和5年 6月21日	審議
令和5年 7月19日	審議

別表 ○○○○（本件法人A）

番号	本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
1	第一種動物取扱業変更届出書	・代表者印の印影	
2	「動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類」	・代表者印の印影	
3	役員名簿	・役員の住所（代表取締役を除く。）及び電話番号	
4	廃業等届出書	・代表者印の印影	
5	紛失届	・代表者印の印影	
6	第一種動物取扱業事業所立入検査票（2018年11月1日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管の方法」の特記事項の記載のうち2行目1文字目から6文字目、6行目及び7行目
7	第一種動物取扱業事業所立入検査票（2018年12月10日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管の方法」の特記事項の記載のうち5行目、6行目、7行目、8行目及び9行目1文字目から9文字目

番号	本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
8	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年1月17日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち3行目
9	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年3月4日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
10	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年4月8日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
11	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年5月28日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
12	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年6月19日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
13	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年7月23日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
14	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年8月22日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
15	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年9月27日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
16	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年10月28日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目

番号	本件各対象文書	不開示部分	開示すべき部分
17	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年11月20日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち2行目
18	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2019 年12月24日）	・判定の適否 ・特記事項	
19	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年1月31日）	・判定の適否 ・特記事項	
20	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年2月27日）	・判定の適否 ・特記事項	
21	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年3月18日）	・判定の適否 ・特記事項	
22	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年6月3日）	・判定の適否 ・特記事項	・「動物の飼養又は保管 の方法」の特記事項の記 載のうち6行目
23	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年7月3日）	・判定の適否 ・特記事項	
24	第一種動物取扱業事業 所立入検査票（2020 年8月21日）	・判定の適否 ・特記事項	

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田明美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)